



**Finance**

**企業内容等の開示に関する内閣府令の改正**

平成31年1月31日、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令が公布されました。

これは、従来の有価証券報告書等における開示につき、形式的な数字の記載が中心であり、企業の中長期的なビジョンやそれを実現するための戦略に関する具体的な記載が乏しい等の批判が寄せられていたことから、開示内容の充実を図るため、有価証券報告書等の記載事項を改正するものです。

具体的な改正内容のうち、主なものは以下のとおりです。

- ① 財務情報及び記述情報の充実の観点から、経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を含めた記載等が新たに求められることとなります。
- ② 建設的な対話の促進に向けた情報の提供の観点から、役員の報酬について、報酬プログラムの説明（業績連動報酬に関する情報や役職ごとの

方針等）、プログラムに基づく報酬実績等の記載等が新たに求められることとなります。

- ③ 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組の観点から、監査役会等の活動状況、監査法人による継続監査期間、ネットワークファームに対する監査報酬等の開示等が新たに求められることとなります。

このうち、②の改正については、平成31年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等（すなわち、3月決算の会社の場合、平成31年6月末日までに提出する有価証券報告書）から適用され、①及び③の改正については、平成32年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等（すなわち、3月決算の会社の場合、平成32年6月末日までに提出する有価証券報告書）から適用されます。

今回の改正により、有価証券報告書等における開示内容が充実することが期待されるため、上場企業はもちろん、当該上場企業に対する投資を行っている投資家等に対しても影響を与えるものであるといえます。

**Tax**

**BEPS 防止措置実施条約の適用対象にシンガポールが追加** [2017年7月号](#)で取り上げた「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」（以下「BEPS条約」といいます。）が、我が国とシンガポールとの間の租税条約（以下「日星租税条約」といいます。）に適用されることになりました。具体的には、源泉徴収される租税については2020年1月1日以後に生ずる事由から、その他の租税については2019年10月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなります。BEPS条約適用による具体的変更点として注目されるのは、日星租税条約に基づく特典を得ることがある取引の主たる目的の一つと判断することが妥当な場合、かかる場合でも当該特典を与えることが日星租税条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、当該特典の付与が原則として否認されるという点です。BEPS条約適用以後にシンガポールとの間で取引を始める日本企業は、当該取引の主たる目的が条約上の特典を得ることでない旨を書面化したり、条約上の特典の付与が日星租税条約上の関連する規定の目的に適合することの立証の準備をしておく等の対応が望まれます。

**IP**

**経産省、限定提供データに関する指針を公開** 平成31年1月23日、経済産業省は、平成30年不正競争防止法改正において新たに導入され（[2018年4月号](#)参照）、平成31年7月1日から施行される、限定提供データ（業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。））に関する不正競争行為について、その要件や該当する行為の具体例等を示した「限定提供データに関する指針」を公表しました。同指針は、法的拘束力を持つものではありませんが、限定提供データに関する有用な実務指針を提供しており、注目に値します。